

<シャンティ訪問リハビリテーション>
訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション
事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、医療法人清和会が開設する介護老人保健施設シャンティ（以下、「事業所」という。）が行う訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員および管理運営に関する事項を定めることを目的とする。事業は、利用者が要介護状態又は要支援状態となった場合においても、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第2条 運営の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション（以下、「訪問リハビリテーション等」という。）の提供にあたっては、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
 - (2) 訪問リハビリテーション等の提供にあたっては、事業所は自らその質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
 - (3) 訪問リハビリテーション等の提供にあたっては、医師の指示並びに訪問リハビリテーション計画又は介護予防訪問リハビリテーション計画（以下、「訪問リハビリテーション計画等」という。）に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう適切に行う。
 - (4) 訪問リハビリテーション等の提供にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要とされる事項等について理解しやすいよう説明を行う。
 - (5) 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
 - (6) 指定訪問リハビリテーション当の提供に当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に努めるものとする。
- 2 事業の提供に当たっては、市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携に努める。
 - 3 事業所は、正当な理由なくサービス提供を拒まない。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 この事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名 称 シャンティ 訪問リハビリテーション

(2) 所在地 福岡県柳川市大和町豊原521-7

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 この事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

管理者 (常勤1人)

理学療法士、作業療法士いずれか(常勤2名以上)

理学療法士(又は作業療法士、言語聴覚士)は、医師の指示並びに訪問リハビリテーション計画等に基づき、利用者の心身機能の回復を図るために必要なリハビリテーション、指導を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、祝日及び12月29日から1月3日まで、8月14日から8月15日までを除く。

(2) 営業時間 午前の部 午前8時30分から12時までとする。

午後の部 午後13時から午後17時30分までとする。

(3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(訪問リハビリテーション等の内容及び利用料その他の費用の額)

第6条 事業所が行う訪問リハビリテーション等の内容は、計画的な医学管理を行っている医師の指示に基づき、要介護者等の居宅を訪問し、基本的動作能力又は応用的動作能力、社会的適応能力、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために行う、理学療法や作業療法その他必要なリハビリテーションとする。

2 訪問リハビリテーション等を提供した場合の利用料の額は、別紙のとおり厚生労働大臣の定める基準によるものとし、当該訪問リハビリテーション等が法定代理受領サービスであるときは、その1割の額とする。ただし、介護保険法第49条の2に規定する要介護被保険者及び第59条の2に規定する居宅要支援被保険者は、その2割の額とする。

また、介護保険法第49条の2第2項に規定する要介護被保険者及び第59条の2第2項に規定する居宅要支援被保険者は、その3割の額とする。

3 法定代理受領サービス以外の訪問リハビリテーション等を提供した場合は、前項の法定代理受領サービスの単価に単位単価を乗じた額とする。

4 次条の通常事業の実施地域を越えて行う訪問リハビリテーションに要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

① 実施地域以外から、片道概ね10キロメートル未満 270円

② 実施地域以外から、片道概ね10キロメートル以上 540円

5 第2項から第5項までの費用の支払いを受ける場合には、要介護者等又はその家族に対して事前に当該サービスの内容及び費用について文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、柳川市、大川市、みやま市瀬高町の区域とする。

(緊急時等における対応方法)

第8条 事業所及びその従業者は、サービスの提供中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたとき、又は事故が発生したときは、速やかに主治医に連絡し適切な措置を講ずるとともに、管理者の指示に従い、市町村（一部事務組合及び広域連合を含む。以下、同じ。）、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡しなければならない。

2 事業所は、事故の状況や事故に際して取った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じるものとする。

3 事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行うものとする。

(衛生管理等)

第9条 事業所は、従業者の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(居宅介護支援事業者等との連携)

第10条 事業所は、事業の実施に際し、居宅介護支援事業所（必要と判断される場合は、主治医、保険・医療・福祉サービス提供者を含む。）と連携し、必要は情報を提供することとする。

(利益供与の禁止)

第11条 事業所及びその従業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者当に対し、利用者にサービスを利用させることに対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(秘密保持)

第12条 事業者及びその従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持する旨に従業者との雇用契約の内容とする。

3 サービス担当者会議等において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、利用者又はその家族の同意をあらかじめ文書で得ておくものとする。

(苦情処理)

第 13 条 事業所は、指定訪問リハビリテーション等の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、提供した指定訪問リハビリテーション等に関し、介護保険法第 23 条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、提供した指定訪問リハビリテーション等に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

第 14 条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止のための指針を整備する。

(3) 従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的に（年 2 回以上）実施する。

(4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者または養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第 15 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問リハビリテーション等の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第 16 条 従事者の資質の向上のために、次のとおり研修の機会を設けるものとする。

(1) 採用時研修 年 1 回

(2) 継続研修 年 1 回

2 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、医療法人清和会と事業者の管

理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 30 年 7 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 5 年 11 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 6 年 3 月 1 日から施行する。

シャンティ訪問リハビリテーション

訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション

重要事項説明書

(令和6年8月1日現在)

1. 事業者（法人）の概要

- ・ 名称・法人種別：医療法人 清和会
- ・ 代表者役職・氏名：理事長 長田 修一郎
- ・ 所在地・連絡先：（住 所）福岡県柳川市下宮永町 523 番地 1
（電 話）0944-72-3501
（FAX）0944-72-5027

2. サービスを提供する事業所の概要

事業所

- ・ 施設名 シャンティ 訪問リハビリテーション
- ・ 開設年月日 平成30年7月1日
- ・ 所在地 福岡県柳川市大和町豊原521番地7
- ・ 電話番号 0944-72-3508 FAX 番号 0944-72-1705
- ・ 管理者名 井出 路子

3. 事業の目的及び運営方針

(1) 事業の目的

事業所は、要介護状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、利用者の居宅における生活への復帰を目指した介護保健施設サービスを提供することを目的としています。

(2) 運営方針

- 1 当事業所は、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、その利用者の居宅における生活への復帰を目指すものとする。
- 2 当事業所は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 3 当事業所は明るく家庭的な雰囲気のもとに、地域や家庭と結びつきを重視した運営を行い、関係市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設、その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 4 利用者の個人情報の保護は個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、事業所が得た個人情報については、施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者又はその代理人の了承を得ることとする。

(3) 事業所の職員体制

	常 勤	非常勤	夜 間	業務内容
医 師	1			利用者の健康管理及び医療の処置に適切なる処置を講じる
理学療法士	1名以上			利用者等に理学療法業務を行う
作業療法士	1名以上			利用者等に作業療法業務を行う

4. サービス内容

- ① 訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）計画の立案
- ② 医学的管理
- ③ 介護
- ④ リハビリテーション
- ⑤ その他

*これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

5. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

・協力医療機関

- ◎医療法人 清和会 長田病院 柳川市下宮永町 523 - 1
- ◎社会医療法人 弘恵会 ヨコクラ病院 みやま市高田町濃施 480-2
- ◎一般財団法人 医療介護・教育研究財団 柳川病院 柳川市筑紫町 29
- ◎医療法人 翠甲会 甲斐病院 柳川市筑紫町 60 - 1

・協力歯科医療機関

- ◎大淵いつき歯科クリニック 柳川市大和町豊原 589
- ◎大石歯科医院 八女市室岡 156-1

◇ 緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

事業所利用に当たっての留意事項

- ・利用時間中は他の医療機関へ受診することは原則的にできません。
- ・受診希望時は訪問職員へお申し出、あるいは電話でご連絡ください。

6. 要望及び苦情等の相談

当施設のサービスについて、ご不明の点や疑問、苦情等がございましたら当施設の相談窓口までお気軽にご相談ください。またご意見箱でも受付しておりますのでご利用ください。責任をもって調査、改善させていただきます。

訪問リハビリテーションに関する苦情

担当窓口 TEL 0944-72-3508

担当者 瀧瀬 江理

(不在時は担当者よりご連絡させていただきます)

相談時間 8時30分～17時30分

また、公共の機関に相談することもできます。

- ・国民健康保険団体連合会 総務部 介護保険課 介護保険係
〒812-8521 福岡市博多区吉塚本町 13-47 (電話 092-642-7859)
- ・福岡県介護保険広域連合 柳川支部
〒832-8555 柳川市三橋町正行 431 (電話 0944-75-6301)
- ・柳川市役所 健康福祉部 福祉課
〒832-8601 柳川市本町 87-1 (電話 0944-73-8111)
- ・みやま市役所保健福祉部護支援課介護保険係
〒835-8601 みやま市瀬高町小川 5 (電話 0944-64-1555)
- ・大川市役所 健康課介護保険係
〒831-8601 大川市大字酒見 256-1 (電話 0944-85-5522)

7. その他

当事業所についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求ください。

訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）について
（令和6年8月1日現在）

1. 介護保険証の確認

ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2. 訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）についての概要

訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）については、要介護者（介護予防訪問リハビリテーションにあつては要支援状態）の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅介護サービス計画に基づき、訪問リハビリテーションを一定期間ご利用いただき、リハビリ、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話をを行い、利用者の療養生活の質の向上および利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）計画が作成されますが、その際、利用者・扶養者（ご家族）の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

3. 利用料金

介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度や利用時間および国が定める自己負担割合によって利用料が異なります。

以下、自己負担1割の1日の利用料金を表示しています。

*については、2割負担の場合は2倍、3割負担の場合は3倍で計算下さい。

【訪問リハビリテーション】

* 訪問リハビリテーション費

・要介護 1～5 308円／（20分あたり）

* 短期集中リハビリテーション実施加算 200円／回

* 認知症短期集中リハビリテーション実施加算 240円／回

* リハビリテーションマネジメント加算（イ） 180円／月

* リハビリテーションマネジメント加算（ロ） 213円／月

* サービス提供体制強化加算（I） 6円／回

* 退院時共同指導加算 600円／回

* 移行支援加算 17円／回

<別紙1>

個人情報の利用目的

(令和6年8月1日現在)

シャンティ訪問リハビリテーションでは、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている利用者及び家族から同意を得た個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔シャンティ訪問リハビリテーション内部での利用目的〕

- ・当事業所が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - －利用状況等の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

〔当施設の内部での利用に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当施設において行われる学生の実習への協力
 - －当施設において行われる事例研究

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供